

川西市相談支援従事者初任者研修受講費等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における相談支援専門員の確保・育成を促進し、切れ目のない伴走型支援を充実させるとともに、障害児福祉サービスの適切な提供体制強化を図るため、相談支援従事者初任者研修を修了した者に対し研修受講費等を予算の範囲内で交付する川西市相談支援従事者初任者研修受講費等支援事業補助金（以下「補助金」という。）及び川西市障害児支援利用計画等作成助成金（以下「助成金」という。）の支給に関し川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。
- (2) 相談支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所をいう。
- (3) 障害児相談支援等 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援及び障害者総合支援法第5条第19項に規定する計画相談支援をいう。
- (4) 障害児支援利用援助等 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用援助及び障害者総合支援法第5条第23項に規定するサービス利用支援をいう。
- (5) 初任者研修 「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する相談支援従事者初任者研修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満

たす者とする。

- (1) 現に、川西市内の法人において障害児相談支援等又は障害児通所支援（児童福祉法第6条の2の2第1項）に従事していること。
- (2) 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度の4月1日までに、市内の相談支援事業所に相談支援専門員として勤務する予定であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、相談支援専門員の資格取得に必要な費用（補助対象者が負担した費用に限る。）であって次に掲げるものとする。

- (1) 初任者研修の受講料
- (2) 初任者研修の教材料費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額に2分の1を乗じて得た額とし、予算の範囲内において補助するものとする。ただし、27,500円を上限額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、川西市相談支援従事者初任者研修受講費等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、初任者研修の受講開始日以前に市長に提出するものとする。

- (1) 初任者研修の受講決定通知書又は受講の決定を証するもの
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請について必要な審査を行い、支給することを決定したときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により、補助申請者に対してその旨を通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第8条 補助申請者は、初任者研修を修了したときは、川西市相談支援従事者初任者研修受講費等支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費にかかる領収書等の写し
- (2) 初任者研修修了証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告の内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（規則様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により確定通知を受けた補助申請者は補助金の交付を受けようとするときは、川西市相談支援従事者初任者研修受講費等支援事業補助金請求書（様式第4号）により市長に請求するものとする。

(補助金支給決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の支給の決定を取り消し、支給された補助金の全部又は一部を返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業を実施せず、又はその成果を発揮できないと認めたとき。

(助成対象者)

第12条 助成金の対象となる者は、補助対象者であって、市内の相談支援事業所に従事した日から6月を経過する日までに新規相談案件に係る障害児相談支援を行ったもの又は他事業所から移管を受けた案件に係る障害児相談支援を行ったものとする。

(助成金の額)

第13条 助成金の額は、27,500円とする。

(助成金の請求)

第14条 助成金の支給を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、川西市障害児支援利用計画等作成助成金請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 障害児支援利用計画（障害児支援利用援助等により作成した障害児支援利用計画）。
ただし、作成者が助成申請者であるものに限る。
- (2) 前号の書類を国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に提出したことを証するもの
- (3) 第1号の障害児支援利用援助等に係るサービス利用料決定通知書（国保連が発行し

たものに限る。)

(助成金の返還)

第15条 市長は、助成申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、支給された助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月29日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定をした補助金及び助成金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。